

農作物の窃盗は 犯罪です！



**農作物の窃盗は、10年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金の対象になります。**

盗まれた農作物と知りながら、運搬、保管、有償での譲り受け、
又はその有償の処分のあっせんを行うことも犯罪です。



生産者が大切に育てた農作物の窃盗は、生産者に経済的被害を与えるだけでなく、担い手の減少にもつながり、地域の経済社会への影響をもたらす、重大な問題です。農林水産省は、警察庁、各都道府県や生産者団体と協力し、農作物の盗難防止対策の普及・啓発を行っています。

農作物の盗難現場や盗品の疑いがある農作物を発見した場合、最寄りの警察署にご相談ください。



農作物の盗難に注意⚠

2025年には全国で**2,188件**の農作物の**盗難被害**が発生しており、園地(ほ場)や保管庫における被害が多発しています。

盗難防止対策の **5つのポイント**

1

農作物の保管庫の施錠を徹底しましょう



2

園地への**侵入防止策**を取りましょう

- ネットや柵を設置しましょう
- 防犯カメラやセンサーライトを設置しましょう
- 「盗難防止警戒中」「防犯カメラ作動中」などの看板・のぼり・ステッカーを設置しましょう



3

盗難対策の**チラシ**を作成し共有しましょう



4

自治体や警察と連携して地域で**防犯パトロール**を実施しましょう



5

万が一の盗難被害にも対応できる**収入保険**に加入しましょう



農作物の盗難現場や盗品の疑いがある農作物を発見した場合、最寄りの警察署にご相談ください。

